明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四）　一

〔告　示〕

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（**消防庁**一）　七

○消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（**同**二）　一三

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**二）　一七

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**一）　一七

○令和五年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件（**厚生労働**一三）　二五

〔公　告〕

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係　四四

裁判所
破産、免責、再生関係　四六

特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　七七

地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六六

会社その他
会社決算公告　六七

省令

○経済産業省令第四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月二十三日

経済産業大臣　西村　康稔